

地域の特別支援教育推進に向けた情報提供

特別支援学級及び通級による指導の適切な運用とは？



令和4年4月27日に文部科学省から「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)」が出されました。
その中で、示している内容の一部を抜き出し、簡単にまとめました。
詳しくは、実際の通知をご覧ください。

* これ以降、「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)」で、示している内容は青線で囲んでいるものとします。

第1 特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について

- 特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断については、関係の法令及び「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(平成25年10月4日付け文科初第756号)等の通知や、令和3年6月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」を参照し、客観的かつ円滑に適切な判断を行うことが必要であること。

各種通知、「障害のある子供の教育支援の手引」などは、本校ホームページ「本人・保護者に伝えるBOOK」にて、必要な通知の内容等をまとめてあります。調べる時間がない場合もあるかと思えます。ぜひ、ご活用ください。



本校ホームページの
トップページにあります！

- 通級による指導の対象となる児童生徒について、その児童生徒が通学する小・中学校等に通級による指導の場を設けることが容易ではない場合に、安易に特別支援学級を開設することは適切とは言えないこと。どのような学びの場がふさわしいかは、その児童生徒の教育的ニーズが大前提となるため、市区町村教育委員会においては、令和3年6月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」等を参照しつつ、必要に応じて都道府県教育委員会とも相談しながら学びの場(通級による指導の場合の実施形態も含む。)について入念に検討・判断を進める必要があること。

通級がないから、
特別支援学級……ではない。

「通級の開設が難しいから、学校にある特別支援学級を使おう、作ってしまおう」ということではないことを言っています。あくまでも、学びの場は教育的ニーズが大前提となると示しています。そもそも、特別の教育課程での考え方が異なることから当然とも言えます。



第2 特別支援学級に在籍する児童生徒の 交流及び共同学習の時数について

- 交流及び共同学習を実施するに当たっては、特別支援学級に在籍している児童生徒が、通常の学級で各教科等の授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしていることが重要である。このため、「平成29年義務標準法の改正に伴い創設されたいわゆる『通級による指導』及び『日本語指導』に係る基礎定数の算定に係る留意事項について」(令和2年4月17日付事務連絡)にある通り、障害のある児童生徒が、必要な指導体制を整えないまま、交流及び共同学習として通常の学級で指導を受けることが継続するような状況は、実質的には、通常の学級に在籍して通級による指導を受ける状況と変わらず、不適切であること。
- また、「障害のある子供の教育支援の手引」にあるように、特別支援学級に在籍している児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、学びの場の変更を検討するべきであること。言い換えれば、特別支援学級に在籍している児童生徒について、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。
- ただし、例えば、次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している児童生徒については、段階的に交流及び共同学習の時数を増やしている等、当該児童生徒にとっての教育上の必要性がある場合においては、この限りではないこと。



この内容では、例えば、特別支援学級に在籍していて学んでいるが、大半の時間を「交流及び共同学習」で配慮を受けながら通常の授業を受けることができる場合は、学びの場を検討する必要があるのではないかと示しています。

ただし、次年度に通常の学級へ学びの場の変更を考えている場合等では、当該児童生徒にとって教育上の必要性がある場合は、段階的に交流及び共同学習を増やしていくことは考えられることも示しています。

「自閉症・情緒障がい特別支援学級」において、週に1回程度の自立活動の指導以外は、全て通常の学級で学んでいませんか。その場合は、学び場の適切な検討等を視野に入れるなど、説明できる状況が必要であることを文科省のこの通知では示しています。



もう一度確認！

「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)」(R4. 4)で示している

《改善が必要な具体的な事例》

○ 特別支援学級に在籍している児童生徒について、個々の児童生徒の状況を踏まえずに、特別支援学級では自立活動に加えて算数(数学)や国語といった教科のみを学び、それ以外は交流及び共同学習として通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程を編成している

「自閉症・情緒障がい特別支援学級」で、朝の学級活動(HR)以外は「交流及び共同学習」だけ、学校で決めていませんか？

○ 通常の学級、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導、特別支援学級、特別支援学校という学びの場の選択肢を、本人及び保護者に説明していない。

そもそも、本人や保護者に多様な学びの場について説明していますか？本人・保護者は選択肢がある中で、納得していますか？

○ 全体的な知的発達に遅れがあるはずの知的障害の特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、多くの教科について交流及び共同学習中心の授業が行われている。

「通常の学級での交流では、授業についていけないんですが、理科や社会、技能教科等は交流です。」と言っていないですか？

○ 交流及び共同学習において、通常の学級の担任のみに指導が委ねられ、必要な体制が整えられていないことにより、通常の学級及び特別支援学級の児童生徒双方にとって十分な学びが得られていない。

通常の学級の担任のみに、指導や支援について「丸投げ」になっていませんか？



説明資料等としてご活用ください。

本校ホームページの
トップページにあります！

なぜ、その学びの場で学んでいるのか、もう一度原点に戻り、確認する必要性を今回の文科省の通知では示しています。また、この内容について、市町村教育委員会については、所管の学校に周知するように示しています。

本校では、具体的な授業場面や指導内容等の支援も行っています。一人で悩まず、「地域支援センターせせい」へお気軽にご相談ください。



引用・参考:「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)」文部科学省初等中等教育局.4文科初等第375号(令和4年4月27日)

画像: 出典: <https://ai-catcher.com/>